

留萌市公共施設整備検討会議設置要綱

(目的)

第1条 新たな公共施設の整備に関し、駅前周辺地区での立地誘導を前提に、道の駅るもい周辺地区とも一体となった賑わいや交流拠点として必要な機能や役割、行政機能の集約化のほか、民間誘導の可能性などについて検討を行い、その検討結果を新たな公共施設整備に関する基本構想に反映させるため、留萌市公共施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 新たな公共施設の整備に係る基本構想の方向性に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討会議の目的を達成するにあたって必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）20人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、会議への出席が困難なときは、所定の手続を経て代理の者を出席させることができる。
- 3 会議には、オブザーバーを置くことができる。
- 4 会議は必要に応じて委員以外の者に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事要旨)

第7条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事要旨を作成する。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）
- (3) 議事の経過及び概要
- (4) その他必要な事項
（会議の公開等）

第8条 会議は、公開するものとする。ただし、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 留萌市情報公開条例（平成11年留萌市条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について検討を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、検討会議の適正な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められ検討会議の目的が達成できないとき。

2 会議の配布資料、議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公表とすることができる。

（謝礼）

第9条 委員の謝礼は、会議に要した1日につき3,000円とする。ただし、委員のうち、留萌市職員には謝礼を支払わないものとする。

（庶務）

第10条 検討会議の庶務は、留萌市地域振興部政策調整課において処理する。

（雑則）

第11条 要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

別表（第3条関係）

留萌商工会議所	2名以内
留萌商工会議所青年部	1名
一般社団法人留萌青年会議所	1名
社会教育委員	1名
留萌金融協会	1名
公募に応じた市民	5名以内
留萌市職員	若干名
その他市長が必要と認める者	若干名